

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成 17 年国勢調査の 71,771 人をピークに減少に転じ、令和 2 年国勢調査では 66,947 人となり 5 年前より人口が約 2,000 人減少しましたが、世帯数は増加しています。

また、平成 17 年に 20% を越えた高齢化率は、令和 2 年には 30.5% に達しており、着実に高齢化が進んでいます。

産業人口は、平成 12 年をピークに減少化が進んでいます。令和 2 年度における産業別の割合は、果樹農業を中心とする第一次産業が 5,536 人、製造業を中心とする第二次産業が 7,318 人、スーパーなどの小売業や観光宿泊業を中心とする第三次産業が 21,419 人となっています。

本市の農業は、ぶどう・桃をはじめとした果樹栽培が盛んに行われ全国平均や県平均と比べ、かなり大きな割合を占めています。

また、製造業及び商業については、平成 14 年をピークとして事業所数、従業員数とも減少傾向にあります。

さらに、観光についてみてみると石和温泉・果実郷周辺には延べ約 458 万人の観光客が訪れ、市内に宿泊する割合は 30% を超えており、農業とともに主要な産業となっています。

このような中、市としては、中小企業者の経営改善及び安定を目標とした資金融資に対して利子補助等の事業を行なってきたところですが、さらなる中小企業の生産性の抜本的な向上を目指し、雇用拡大や賃上げにつながるような取り組みに対し支援が必要です。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の経済発展に繋げていくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に 12 件程度の先端設備等導入促進計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、サービス業、観光業など多岐に渡り、多様な業種が存在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の創出に結びつきにくいことなどから、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、かつその発電電力を直接商品の生産もしくは販売、または役務の提供の用に供するためなど、自ら電力を消費するために設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、市内の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業、観光業など多岐に渡り、多様な業種が存在するため、生産性向上を実現することが出来る業種及び労働生産性年率3%が見込まれる事業であれば全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税等を滞納している事業者等は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。